

伊達市立光陵中学校「学校いじめ防止基本方針」

I いじめの防止等に関する基本的な考え方（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

生徒は、いじめを行ってはならない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

II いじめの防止等のための対策の基本となる事項

1 基本施策

（1）学校におけるいじめの防止

ア 生徒の豊かな心を培い、対人交流能力の素地を養うため、自己決定や自己存在感を感じる場面があり、子ども自身が共感的な人間関係を実感するなど生徒指導の機能を生かし、全ての教育活動にあたり、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ 保護者や地域住民、その他関係者との連携を図り、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。

ウ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、道徳、学級活動の時間、生徒会活動等を利用し、いじめの防止運動を実施する。

（2）いじめの早期発見のための措置

ア いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を年最低2回以上実施するとともに、各学年において必要な措置を講ずる。

イ いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。

ウ 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。（カウンセラー等の有効活用）

（3）いじめの防止等のための資質の向上

ア いじめ防止等のため、専門的な知識を有するスクールカウンセラー等との積極的な研修や相談を心がけ、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る

（4）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

ア 生徒および保護者が、発信された情報の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、情報モラルに関する教室等を行う。

2 いじめ防止等に関する措置

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための校内組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員> 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、いじめ不登校係、
該当生徒の学級担任、養護教諭、

<活動> アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす
影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

いじめ事案に対する対応に関すること。

<開催> 定期いじめアンケート後、必要に応じて開催する。いじめ事案発生時は緊急開
とする。

(2) 関係機関と連携した組織

緊急を要する問題行動が発生した場合には、必要に応じて次のメンバーを招集し対応を協
議する。(PTA 会長、主任児童委員、自治会長、校区育成連絡協議会長、校長、教頭、生徒
指導主事、いじめ不登校係、該当生徒の学級担任、スクールカウンセラー)

(3) いじめに対する措置

ア いじめの認知と解消

(ア) いじめアンケートや教育相談を利用し生徒の言葉に耳を傾けて、生徒の実態を把握する。
早期発見につとめ、いじめの積極的認知を行う。

(イ) いじめの具体例

スマホを使つての悪口、嫌がらせ・持ち物を隠す、壊す・喧嘩もしてないのに無視する・仲間はずれにする・
本気でたたく、蹴る・恥ずかしいこと、危険なことをされる・金品を要求される等

(ウ) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じない状態になり、その期間が3ヶ月間、持続
したことを持っていじめの解消とする。

イ 未然防

(ア) 学校の全ての活動を通し、いじめを絶対に許さない雰囲気作りを行う。

(イ) 学習規律、生活規律を徹底するため、学校生活のしおり(Our Sunny
Hill、学年のしおり)を配布し共通指導を行う。

(ウ) 「総合的な学習の時間、道徳、各教科、行事等における取り組み」を通して集団作り、
人間関係・絆作り、社会性の育成を行(エ) 自己有用感、自己存在感を感じることができ
る授業作り、学級作りを行う。

ウ 早期発見

(ア) アンケート調査を行う。(道教委年2回、生徒会生活委員会1回)

(イ) 4月に1, 2学年の家庭訪問を行い、学校・家庭間の情報交流を行う。

(ウ) 9月に全学年において教育相談を行う。

(エ) 生徒の小さな変化を見逃さないよう様々な形で生徒理解に努め職員間の
情報共有を行う。

エ いじめへの対応(早期対応)

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに学級担任が事実の有無の確認を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は学級担任がいじめ担当に報告する。

(ウ) いじめ担当は生徒指導部長に報告し、いじめ対策委員会を開催する。

- (エ) いじめ対策委員会での協議のもと、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (オ) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (カ) いじめの関係者間における関係を悪化させないよう、事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (キ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

3 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。(いじめ対策委員会の開催)
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

調査の方法は以下の方法を基本とし、事案の背景を考慮し検討する。

ア 事実確認、加害生徒の特定を目的に全校生徒にアンケートによる調査を行う。

事案の背景により生徒会が行うアンケートの形式をとる。

イ アンケート結果をもとに関係者・目撃者の絞り出しを行う。該当生徒についてはいじめ対策委員会で協議し決定する。

ウ 関係者・目撃者の可能性がある生徒については聞き取り調査を行い事実関係を明確にする。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要を適切に提供する。

4 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

伊達市立光陵中学校「いじめ対策委員会」設置要綱

(設置)

平成25年6月交付の「いじめ対策推進法」第22条の規定に基づき、校内におけるいじめ防止等に関する措置を効率的に行うため、光陵中学校いじめ対策委員会を設置する。

(定義)

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(目的)

校内に複数の教職員、カウンセラー等に関する専門的な知識を有する者により組織される「いじめ対策委員会」を設置することにより、生徒・保護者等に対して、いじめ防止等について組織的、積極的に対応する姿勢を明確にするとともに未然防止及び再発防止等に取り組むことを目的とする。

(取組内容)

- ①いじめの未然防止の体制整備及び取組
- ②いじめの状況把握及び分析
- ③いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- ④いじめを行った生徒に対する指導
- ⑤いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- ⑥いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- ⑦専門的な知識を有する者等との連携
- ⑧その他いじめの防止に係ること

(構成)

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・いじめ不登校係
養護教諭・スクールカウンセラー

附則 この要綱は、平成26年3月1日より施行する。

いじめ防止対策推進法

第4章 いじめの防止等に関する措置 (学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。